

## 第 26 回知床五湖登録引率者審査部会 議事概要

日時：平成 29 年 2 月 2 日（木）13:00～16:00

場所：知床世界遺産センター レクチャールーム

出席：前田・西田（環境省）、石井（北海道）、茂木・玉置（斜里町）、代田（知床斜里町観光協会）、向山（自然公園財団）、笠井・松田（登録引率者代表）、岡崎（知床ガイド協議会）、寺山・能勢（知床財団）

欠席：岩山（登録引率者代表）、桑島（ウトロ自治会）

### 【概要】

前回の協議会及び部会より引き続き、利用のあり方検討の方向性について議論がなされた。利用期の区分については、植生保護期とヒグマ活動期の 2 期に区分を変更する方向性が示され、改定実験実施について合意形成が図られた。また、登録引率者の養成制度の再検討について、試験官の増員や自主引率の研修方法の変更等、来年度より実施可能な項目について合意が図られた。

来年度のヒグマ活動期の運用については、小ループツアーの子供料金が値上げ、その他時間設定や利用方法については変更がない旨説明がなされた。また、運用マニュアルとリスクマニュアルの統合に係る変更事項について議論がなされた。

今年度の審査部会会計報告があり、承認された。

### 1) 今後の知床五湖の利用のあり方検討の方向性について（●：意見、✓：まとめ）

資料 1-1. 今後の知床五湖の利用のあり方検討の方向性について

資料 1-2. 平成 29 年度利用期区分改定実験（素案）

利用期区分について、春期の現行植生保護期をヒグマ活動期に、秋期の現行自由利用期を植生保護期に変更し、開園～7 月をヒグマ活動期、8 月～閉園までを植生保護期とする検討の方向性、改定実験案スケジュール等が示された。

登録引率者の養成制度について、登録引率者実地試験の際の試験官増員や採点方式の厳格化、自主引率実施方法の一部変更に関する方向性、検討方法やスケジュール等が示された。登録引率者の養成制度については、議題(4)で議論された。

#### 利用期区分検討の方向性について

- 利用期区分の変更については同意するが、これまでの春期植生保護期のヒグマ出没状況を考慮すると、名称がヒグマ活動期のままでは違和感がある。利用期区分の検討に加え名称についても検討が必要ではないか。（能勢）
- 植生保護期や自由利用期という名称は、その時期になればヒグマがいなくなるという

利用者の誤解を招いており、これらの名称も問題である。（松田）

- 利用者に対し各利用期の利用制度の違いを明確化するため、現行の名称が導入された経緯がある。（寺山）
- まずは利用期区分の変更に関する議論が最優先だが、変更にあたっては、それぞれの期間の位置づけについても再整理が必要であろう。名称についてもその際に再検討が必要になると考えられる。（前田）
- 利用制度の分かり易さから、利用期を植生保護期とヒグマ活動期の 2 つの区分に見直すことについては同意である。（代田）
- ✓ 利用期区分変更の方向性について、同意がなされた。
- ✓ 次回協議会において、利用期区分変更の合意形成を図る。
- ✓ 協議会で合意が得られ区分変更を行う際には、名称等の再整理についても検討していく。

#### 春期植生保護期改定実験について

- 実験ツアーでは積雪状況に合わせスノーシューも使用すべきである。（松田）
- 積雪が少なく実験供用部分（大ループ）が一般利用できるような状況であれば、ヒグマ出沒後の利用再開は現行の植生保護期のルールに則り行うのが良い。（松田）
- 実験ツアーは現行のヒグマ活動期のルールで運用すべきであり、ヒグマ出沒時の情報が引率者によって供される点で良いと考える。また、引率者の運用における混乱も避けられる。（松田）
- 実験において検証を行うにあたっては、可能であれば現行のヒグマ活動期のルールに則って実施するのが良いと考える。（秋葉）
- ヒグマ出沒後の利用再開について、一般供用部分（小ループ）と実験供用部分（大ループ）をそれぞれ別のルールで運用した場合、複雑で混乱するのではないか。実験ツアーが先に利用再開した場合、一般利用者が不公平感を感じるのではないか。（前田）
- 不公平感は、管理者がどう考えるかという問題である。実験供用部分（大ループ）と一般供用部分（小ループ）の再開の基準は、現行のヒグマ活動期と植生保護期の基準に準ずるべきである。ヒグマの対処法を身に付けた登録引率者がいるから先に利用再開可能ということで整理できるのではないか。（松田）
- 現行の運用ルールに則ると、実験ツアー中はヒグマ出沒後の安全点検を一般供用部分（小ループ）のみ行うことになるか。（能勢）
- 一般の利用者が実験供用部分（大ループ）に入り込んでしまうリスクを懸念すべきである。（松田）
- ✓ 実験では原則長靴での散策とするが、遊歩道の積雪状況に合わせスノーシューの使用を可能とする。
- ✓ 実験供用部分（大ループ）の積雪状況に応じ、一般供用可能となった場合には一般利用と並行して可能な範囲で実験を実施する。

- ✓ 実験ツアー中のヒグマ出没時の対応においては、地上遊歩道にヒグマが出没した時点で一般供用部分（小ルート）、実験供用部分（大ルート）ともに遊歩道を閉鎖、ツアーを中止する。再開については、実験供用部分（大ルート）はヒグマ活動期のルール、一般供用部分（小ルート）は植生保護期のルールに準じる。
- ✓ 次回協議会にて実験実施の合意形成を図る。

#### 自由利用期改定実験について

- 自由利用期の実験については、詳細についてまだ検討を行っていないが、実験にかかる労力の面を考慮すると、春期植生保護期よりも実施が容易だと考えられる。（前田）
- 現行の自由利用期の枠組みの中で、実験の実施は困難ではないと考える。（秋葉）
- 実験の概要をある程度明確にし、次回のあり方協議会で構成員に実験実施の合意を求めべきではないか。（代田）
- 実験の実施にあたっては、レクチャーの実施間隔と受講者数を調査すべきである。（松田）
- ✓ 自由利用期改定実験の実施概要については、次回協議会で詳細を説明する。

## 2) 平成 29 年度のヒグマ活動期の運用方法について（●：意見、✓：まとめ）

### 資料 2-1. 平成 29 年度ヒグマ活動期の運用について（案）

### 資料 2-2. 小ルート・当日受付事業の実施計画（案）

#### 小ルート・当日受付事業について

- 小ルート小人料金の値上げの理由について、利用者に対し、或いは協議会において説明できるよう整理しておくべきである。（石井）

#### 傷害保険加入義務について

- 傷害保険に関しては、引率者に対し加入を義務化するのではなく利用者が自ら加入すべきだと考える。（岡崎）
- 外国人利用者の保険適用問題も踏まえ、傷害保険加入の義務化については議論が必要である。まずは、引率者自身がしっかりと保険について学び理解する必要がある。（松田）
- 傷害保険については、民法や刑法の観点から慎重に協議していくべき項目であるが、知床全体として自己責任での利用という方向性を打ち出していくのであれば、そういった点も考慮して議論していかなければならない。（松田）
- 当日受付事業でガイド協議会が得た収益は、引率者の保険に対する意識を高めるための講習会や研修にあててはいかかがか。（松田）
- 現状で利用者に保険加入するか否かの選択肢を与えず、全参加者に対し保険を適用させているのは、選択肢を与えると事務的な部分が煩雑になるためである。（松田）
- 事故発生時、傷害保険に加入しておらず処理に非常に苦慮した経験がある。その経験を踏まえ、現在は傷害保険に加入している。（笠井）

参考資料 6

- 引率者が把握しておくべき保険について記述されているマニュアルはあるべきだと考える。(代田)
- 知床という地域として、利用者の自己責任という点においては、利用者に対し傷害保険加入という選択肢を提示することは可能であり、引率者の保険に対する意識を向上させるべきである。(寺山)
- 制度としての安定性を目指す上では、引率者に傷害保険へ加入していただきたい。(前田)
- 利用者の選択という考えもあるが、制度としての安定性を考慮すると、保険の加入を義務化すべきだと考えられる。(秋葉)
- 当日受付事業においては引率者の任意での事業参加であることから、保険の加入を義務化するか否かの決定は可能ではないか。各引率者の責任を明示するため、ガイド協議会が団体として保険に加入するのではなく、各引率者での加入を義務化してはどうか。(笠井)
- 傷害保険の加入に対する考え方については協議会レベルで話し合われるべきではないか。(松田)
- 現時点では、傷害保険の加入を「義務」ではなく「推奨」で落ち着かせても良いのではないか。(寺山)
- ✓ 当日受付事業においては、各引率者での保険加入を義務化したうえで事業参加希望者を募る方向で協議する。
- ✓ 傷害保険の加入については、現時点で「義務」ではなく「推奨」とし、協議会での協議を汲みながら変更を検討していく。

予約システムの仮押さえについて

- 予約システムの運用において、事業所による予約の仮押さえを立証することは不可能であり、仮に発覚した際のペナルティを考えるとすれば、予約の入力や変更を課金制にするなどの方法が考えられるが、引率者はそういった体制を望んでいないと考える。そのため、現状ではそういったペナルティを課さない体制での運用を行っている。(秋葉)
- 引率者の仮押さえが議論されているが、外国人利用者による仮押さえなどが発生している。(笠井)
- 利用者の仮押さえやダブルブッキングの防止策としては事前決裁が考えられるが、五湖のサイトへの導入は難しいし、そこまでの状況でもないと考え。引率者の仮押さえについても、環境省に相談が持ち込まれることがあるが、信頼関係の下で行っていることなのでそういうことは控えて頂きたいし、事業所間で解決して頂きたい。(前田)
- 予約システムは信頼関係の下で運用していくのが理想であるが、それでは運用が困難になるようであれば、コストは掛かるが事前決済という解決策が考えられる。(秋葉)
- ✓ 今後外国人利用者による仮押さえが深刻化するようであれば、対策が必要になる。事

業所においても、現状では引率者間の信頼関係の下で運用していく。

### 3) ヒグマ活動期の運用に関わる各種マニュアルの改訂について（●：意見、✓：まとめ）

#### 資料 3. ヒグマ活動期の運用に関わる各種マニュアルの整理・改訂について

統合マニュアルであるヒグマ活動期運用ハンドブックの作成概要、運用マニュアルとリスクマニュアルの改訂内容について説明がなされた。

#### リスクマニュアル改訂における事故の定義について

- 平成 27 年のケーススタディミーティングでも議論されたが、救急車を要請するようなケースは緊急事態の定義としてわかりやすい基準の 1 つであるといえる。（前田）
- リスクマニュアルは本来ヒグマによる事故を想定して作成された経緯があるが、実際には「緊急事態」よりも傷病等による「応援要請」や「軽微なトラブル」にあたるケースが多く発生しているため、今回定義区分変更の方向性を示した。（秋葉）
- 考えられる傷病事例においては、いずれも「応援要請」に分類されるのではないか。（寺山）
- 五湖フィールドハウス職員が応援対応にあたることで、館内の人員が不足し通常通り認定が行えないような事態が起きた場合も、緊急事態にあたるのではないか。（前田）
- 従来は傷病事例においても「事故」の扱いになっていたが、今後はそれらを「応援要請」として扱えるようになることから、引率者が応援を要請しやすくなると考えられるため、定義の追加は有効である。（寺山）
- 定義の追加においては同意であるが、救急車の要請が「緊急事態」に定義付けられるのであれば、引率者の応援要請にとって重荷になりかねない。現時点では定義区分が明確ではないことから、この場で決定せず一度議論を持つ必要がある。（松田）
- 救急車の要請というのはあくまで目安であって、要は重大事故の場合ということであり、その基準は現場で運用しながら醸成されていくのではないか。これまで事故の定義が十分ではない中で、五湖フィールドハウス職員や他の引率者等に傷病者を託しツアーを続行するケースが発生してきたことは問題であり、そのような問題意識から今回の再定義を行っている。（前田）
- ✓ 各種マニュアルの統合及び改訂は年度内に行い、来年度より現場で運用する。
- ✓ 事故の定義については、定義区分を変更した上で運用しながら検証していく。

### 4) 平成 29 年度の登録引率者新規養成及び既存の登録引率者研修について（●：意見、✓：まとめ）

#### 資料 4-1. 平成 29 年度登録引率者新規養成募集要綱（案）

#### 資料 4-2①. 平成 29 年度登録引率者新規養成カリキュラム（案）

#### 資料 4-2②. 平成 29 年度登録引率者新規養成研修日程（案）

資料 4-3. 平成 29 年度登録引率者新規養成研修 G 実施要綱（案）

資料 4-4. 平成 29 年度既存登録引率者研修カリキュラム（案）

資料 4-5. 知床五湖登録引率者登録試験審査要綱（案）

資料 4-6. 知床五湖登録引率者登録試験評価表（案）

資料 4-7. 知床五湖登録引率者養成・登録・更新フロー（案）

新規養成者募集要領について

- 募集要綱について、募集条件と参考資料にある「知床エコツーリズムガイドライン」項目の削除について、知床エコツーリズム推進協議会が作成したものは残るとい整理の上解散した経緯があり、記載内容に問題がないようであれば削除しなくても良いのではないかと。（寺山）
- ガイドラインを作成してから 10 年が経ち、記載されている内容が古いことから削除して良いと考える。（松田）
- ヒグマ活動期運用ハンドブックにガイドラインを参照文献として記載するのはいかがか。（寺山）
- ✓ 知床エコツーリズムガイドラインに関わる項目については削除する。
- ✓ 応募条件の傷害保険に関わる項目追加については、前段の議論も踏まえ、取り下げる。

既存引率者の研修カリキュラムについて

- スキルアップ研修 2（実地踏査・搬送訓練）の実施は非常に重要である。少なくとも 3 年に一度は研修に参加するというカリキュラムにしても良いのではないかと。（笠井）
- 毎年全員参加というのは日程調整上、管理者のコスト上難しいが、3 年に一度程度であれば可能である。3 年間の出席状況の把握が難点だ。（前田）
- 研修への参加状況を把握するのは、台帳やカードなどを用いることで可能ではないかと。（松田）
- ✓ 3 年に一度、スキルアップ研修 2 への参加を必須化する。

登録引率者制度の見直しについて

- 全体の安全性向上を考えると、植生保護期においても引率者に無線の携帯を義務付けることも検討していくべきである。ただし、運用方法を明確にしたうえでマニュアル等の作成は必要だ。（松田）
- 研修制度や試験の基準については、養成者を不合格にするためのものではなく最低限の基準を確認するものであるため、またこれまで運用してきた基準との整合の問題もあるため、大幅に厳格化することは困難である。（前田）
- 現行の研修制度や試験は基準が低いように感じる。現在の新規養成者の中にはガイド事業を行っていない者もあり、ガイド事業者が中心であった時に作成された現行の研修制度や試験を運用するには問題があるため、それぞれのあり方について見直しが必要である。（松田）
- ガイド経験者と非経験者の間には技術や経験の差があり、それらの差を埋めるために

- は、現行の研修制度では引率回数を増やすことしか有効な方法は考えられない。（松田）
- 現行の養成制度は、登録引率者はヒグマの対処技術を身に付けた者であるという整理の下で構築されたものであり、大幅な変更は難しい。研修制度や試験を大幅に見直し、引率技術を担保、向上させるためには、そもそも登録引率者の位置付けから再整理していく必要がある。（寺山）
  - 引率者のあり方については引き続き議論が必要である。引率者としての資質という点においては松田氏の意見に同意するし、研修制度や試験の基準を変える必要性はあると考えるが、早急に変えることは困難であるとする。（石井）
  - 研修制度や試験においてこれまで挙げられた課題に対し解決に向かうべきではないか。（松田）
  - 先に議論のあったとおり、利用期区分の変更に合わせて利用期の位置づけの再整理が必要となり、これに伴い登録引率者の位置づけも再検討が必要であろう。この利用期区分の変更の流れに沿って議論を行っていくべきと考える。（前田）
  - ✓ 登録引率者制度の見直しについては、利用期区分変更の議論に沿って引き続き議論していく。
  - ✓ 来年度の登録試験においては、実施案の通り運用する。

5) 知床五湖登録引率者審査部会の平成 28 年度会計報告について（●：意見、✓：まとめ）

資料 5. 知床五湖登録引率者審査部会の平成 28 年度会計報告

会計支出について

- 繰越金が溜まってきているため、登録試験受験料や研修受講料の値下げなどについて検討していくべきである。また、救命救急講習は継続して受講することが効果的であることから、今後も開催していくべきである。（松田）
- ✓ 健全な会計を目指し、引率者のスキルアップにつながるような講習等を継続的に検討していく。